

キャリア教育通信



R7.10.10 県立太田特別支援学校進路指導係

進路講演会について

夏休みに行った2つの進路講演会についてご紹介します。どちらの講演会も、中学部卒業後の進路に焦点をあてた内容でした。小学部・中学部の早い段階から卒業後の情報を集め、将来について考えることが、児童生徒やご家族の安心にもつながっていくかと思います。将来をイメージするきっかけにしてみてください。

進路講演会 館林高等特別支援学校 進路指導主事 香林あづさ 様

館林高等特別支援学校の進路先決定までの流れをお話しいただきました。学校によって流れは異なりますので参考としてご覧ください。

○進路先決定までの流れ

1年次

①進路先の見通しを立てる

「本人・保護者の思い」
「担任の見立て」

2年次

②実習先の候補を提示

③校外での実習を行う

④評価をもとに次の実習先を検討

3年次

②～④を繰り返す

⑤事業所からの最終評価で決定



【進路指導のポイント】

○福祉サービス事業所の利用を希望する生徒

・生活介護・・・送迎ありきで検討可能。

・就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・就労継続支援のため、できるだけ自力で通える力が必要。

※日々変化する福祉事業所等の情報を一番持っているのは「相談支援事業所」。

【相談支援事業所とつながっていることが重要】

○必ず本人・保護者で事業所を見学し、雰囲気や施設の様子を確認してもらう。

○一般就労を目指す生徒

・「自力通勤」ができ、「身の回りのことが一人でできる」「時間が守れる」「一日立って作業できる体力がある」「集中力がある」「指示理解ができ安全に作業できる」など、一定の能力が必要。(授業等で必要な力を身に付けて実習へ)

卒業後すぐに就労継続支援B型事業所を利用する場合

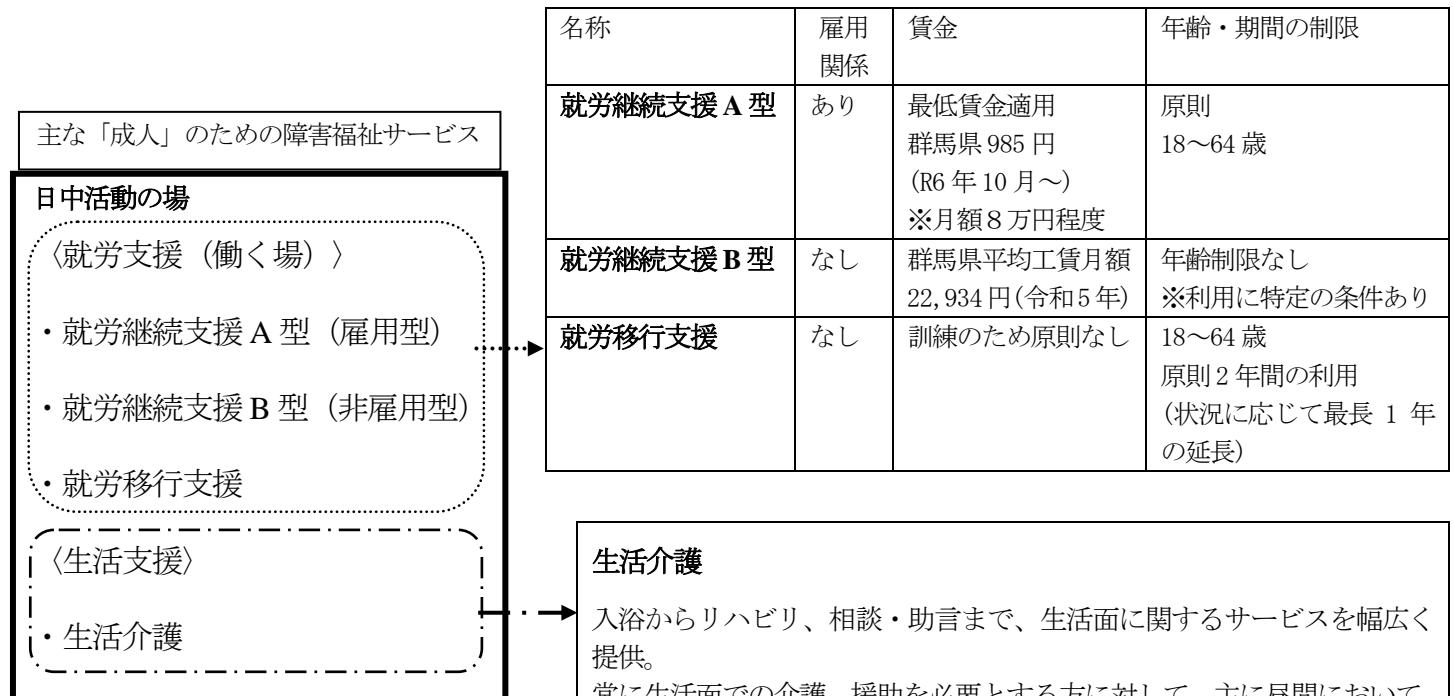
利用に向けて「就労アセスメント」を実施する必要があります。

令和7年10月より、国の仕組みが変わるためアセスメントの在り方も変化します。「就労選択支援事業」が始まるためです。

今後の動向に注目
していきましょう！

**PTA 進路講演会
社会福祉法人三和会セルフあけぼの 施設長 福田智之 様**

「児童」から「成人」へと扱いが変わり、児童福祉法から障害者総合支援法に基づくサービスに移行します。講演では、「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「生活介護」といった障害福祉サービスの種類や内容について解説してくださいました。



生活介護

入浴からリハビリ、相談・助言まで、生活面に関するサービスを幅広く提供。

常に生活面での介護、援助を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事などの介護、生活等に関する相談助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の提供のほか、身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行う。

＜対象者＞

- 障害支援区分が区分 3 以上。
- 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上。

身に付けるといい力・必要な力について

『働く上で必要な力とはなんですか?』 (某地域の福祉事業所と一般企業に行ったアンケート調査より)	
福祉事業所	一般企業
1位 挨拶・返事・言葉遣い	挨拶・返事・言葉遣い
2位 周りとの協調性	急な休みが少ない
3位 身辺処理	自分の気持ちや考えを伝える

『家庭でできること』

- 基本的な生活習慣=身の回りの自立
- 家事への参加・・・家庭での役割
- 体力づくり
- ルール、約束事を守る
- 体調や気分の確認
- 健康管理
- 自分から伝える練習を
- お金の使い方
- スマートフォン、インターネット、SNS の使い方

その他関連する事業所

相談支援事業所

障害のある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じる。特に「特定相談支援事業所」は福祉サービス利用申請時に必要な、サービス等利用計画（案）の作成、及び支給決定後の計画の見直し（モニタリング）を行う。

→ 福祉サービスを利用するにあたり関わり（契約）が**必須**

☆現在利用していない方は、是非ご検討ください☆